

第1回神戸市市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

日時：令和2年2月6日（木）
午前10時00分～12時00分
場所：神戸市役所1号館
8階中会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画策定に向けて

3. 閉 会

資 料

- 資料1 計画策定・検証会議ワーキンググループ委員名簿
- 資料2 次期市民福祉総合計画策定 進め方
- 資料3 次期市民福祉総合計画策定に向けて
- 参考資料1 神戸市民の福祉をまもる条例
- 参考資料2 社会福祉法（抜粋）
- 参考資料3 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する
検討会」最終とりまとめ（概要）
- 添付資料 “こうべ”の市民福祉総合計画2020 冊子
分野別計画冊子

市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ 委員名簿

(50音順・敬称略)

岸田 耕二 社会福祉法人すいせい 理事長

竹内 友章 東海大学健康学部 助教

西垣 千春 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授

吉岡 洋子 大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

(事務局) 保健福祉局政策課

次期市民福祉総合計画策定 進め方

1. 今後のスケジュールについて

	調査委員会	計画策定・ 検証会議	部会	内 容
2月			第1回	WGの内容・進め方について意思統一
				アンケート報告書完成・分析
3月			第2回	分析結果を踏まえ、次期計画テーマ設定
4月				
5月		第1回		テーマ確定
				第3回
6月			第4回	分野別検討2（高齢/介護・子ども・他）
7月			第5回	具体的内容検討・骨子作成
8月		第2回		具体的内容確定・骨子作成
9月	第1回			報告
10月			第6回	計画（案）作成
11月		第3回		計画（案）確定
12月				パブリックコメント
1月	第2回			計画策定・議決

2. 進め方

- ①市民アンケート「市民福祉に関する行動・意識調査（※）」を実施
- ②アンケート調査結果を分析
- ③次期計画のテーマ（理念）を仮設定 ⇒ 計画策定・検証会議で確定
- ④障がい・高齢/介護・子ども・生活困窮・社協 分野別に
「テーマに沿った施策・事業についてどのようなものがあるか」
「テーマに即した尺度についてどのように検証できるか」 検討・議論
- ⑤ ④を踏まえて、次期計画の具体的内容を検討 ⇒ 計画策定・検証会議で議論
- ⑥具体的方策を踏まえて、次期計画（案）作成 ⇒ 計画策定・検証会議で議論、本会で報告
- ⑦パブリックコメント実施のうえ、計画策定。

3. 市民福祉に関する行動・意識調査（報告）

- ・対象者 神戸市在住の20歳以上の市民5,000人〔住民基本台帳(外国籍含)から単純無作為抽出〕
- ・回答方法 郵送によるアンケート方式・無記名回答
- ・期 間 令和元年11月22日から令和元年12月19日
- ・回答率 37.0% (1,850人) [参考：前回 40.5% (2,023人)]
- ・調査結果 報告書の作成（委託業者）：単純集計データのみ記載
集計電子データ：神戸市へ納品予定（2月中旬予定）

次期市民福祉総合計画の策定に向けて

1. 課題整理 (神戸市の現状と課題)

(1) 人口の減少

①総人口の減少

H31年—H30年比較 (住民基本台帳)		自然増減	社会増減
日本人	▲6,235人	▲5,037人	▲1,198人
外国人	+1,325人	▲37人	+1,362人
総計	▲4,910人	▲5,074人	+164人

②若者の減少・高齢者の増加

H31年—H30年比較 (住民基本台帳)	20～39歳		65歳以上
		20～24歳	
日本人	▲7,299人	+331人	+4,705人
外国人	+979人	+621人	+208人
総計	▲6,320人	+953人	+4,913人

③15歳未満のこどもの減少

参...考

- ・合計特殊出生率 神戸市 1.37人 (平成27年) 兵庫県 1.48人 (平成27年)
- ・子どもの貧困率 全国 13.9% (平成27年) 前回 16.3% (平成24年)

(2) 世帯の変化

①単身高齢者の増加

(国勢調査)	65歳以上の世帯員がいる世帯数		単身世帯率	(参考) 全国
		単身世帯		
H22年	242,963世帯	84,193世帯	34.7%	23.1%
H27年	277,339世帯	99,962世帯	36.0%	24.9%

	要介護等認定者数		要支援認定率	(参考) 全国
		要支援1・2		
R1年9月	90,708人	36,604人	40.4%	28.1%

- ・第1号被保険者数中の認定者割合 20.8% ※参考 全国 18.8%

②ひとり親世帯の増加

(国勢調査)	18歳未満の世帯員がいる世帯数		ひとり親世帯率	(参考) 全国
		ひとり親世帯数		
H2年	182,451世帯	9,302世帯	5.1%	4.2%
H27年	135,529世帯	11,640世帯	8.6%	7.3%

・ひとり親世帯の貧困率 全国 50.8% (平成 27 年) ※参考 前回 54.6% (平成 24 年)

(3) 複雑化する地域課題・福祉課題 (一例)

①ひきこもり・8050問題

平成 30 年 関係機関への「ひきこもり」に関する相談件数 (延べ)

- ・ひきこもり地域生活支援センター 749 件
- ・各区保健センター 277 件
- ・障害者地域生活支援センター、地域活動支援センター、発達障害者支援センター 1773 件
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 15 件
- ・地域福祉ネットワーク 90 人 (実人数)
- ・若者サポートステーション 166 人 (実人数)

(参考：全国ひきこもり実態調査 2018)

- 本人の高齢化 平均 35.2 歳
- ひきこもり期間の長期化 平均 12.2 年
- 家族の高齢化 平均 65.9 歳

⇒ 令和 2 年 2 月 3 日～ 「神戸ひきこもり支援室」開設

②精神障害・発達障害

	精神障害者手帳交付数	療育手帳 B2 交付数	精神通院医療認定者数
H26	13,666 人	(児)2,838 人 (者)2,838 人	26,195 人
H30	17,561 人	(児)3,617 人 (者)3,846 人	33,033 人

③性的マイノリティなど、多様な生き方と生きづらさが顕在

④認知症への対応

⇒ 平成 30 年度～ 認知症「神戸モデル」実施

- ・初期診断制度の充実 (H31.1 月開始)
令和元年 10 月時点 受診者 8,718 人 うち、認知症疑い有 2,776 人
- ・事故救済制度の創設

⑤地域の担い手不足・過疎化社会 (H27 神戸市市民福祉に関する行動・意識調査)

○地域活動の担い手不足の問題があると思うか

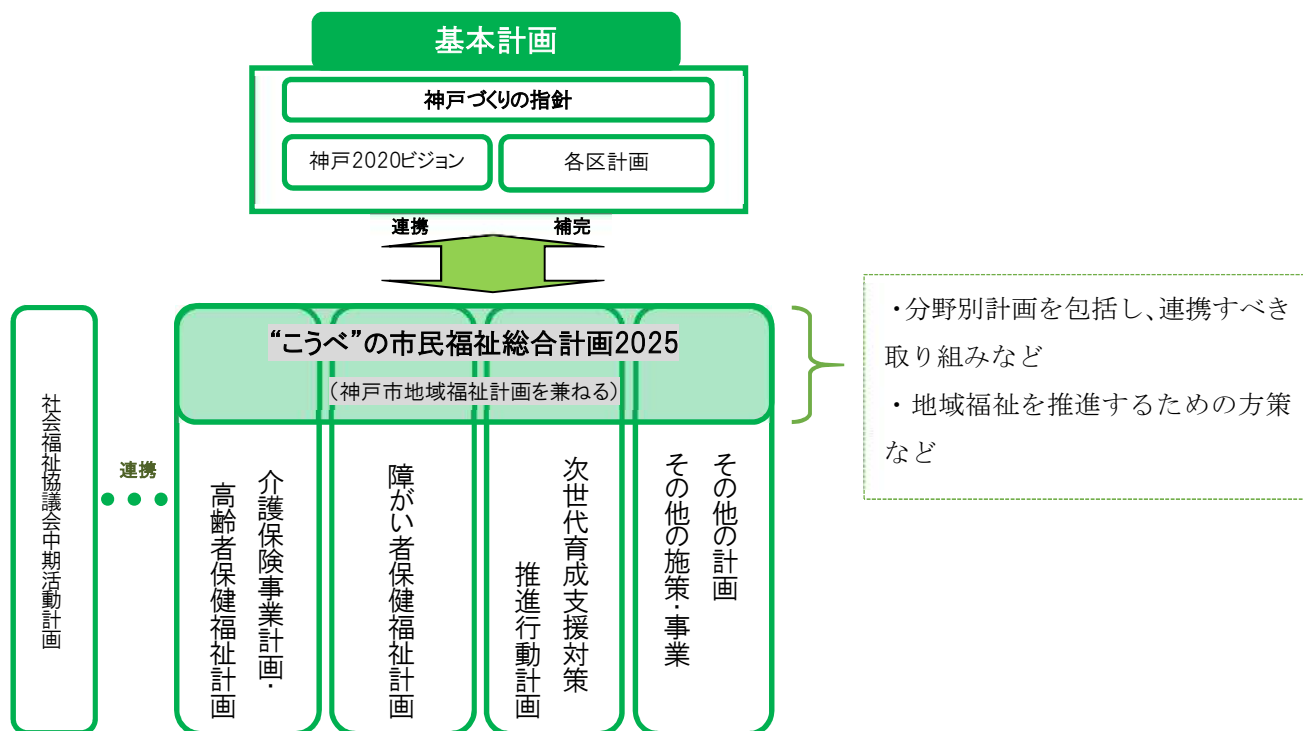
「よく思う」・「どちらかといえば思う」 66.5% (N=2,023)

○地域住民のつきあいが減少している問題があると思うか

「よく思う」・「どちらかといえば思う」 68.9% (N=2,023)

2. 計画の位置づけ

- (1) 基本計画の福祉に関する部門別計画であり、同計画とは連携・補完する。
- (2) 分野別計画や市民福祉に関連するその他の計画や施策事業を包括・連携させる。
- (3) 神戸市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携する。



3. 計画の期間

令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間とする。

毎年度ごとに計画の進捗状況について、「計画策定・検証会議」を中心に、検証と評価を行う。

なお、期間中は計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直しをしていく。

4. 前計画「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」の検証・評価・課題

(1) 前計画の基本理念

『市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包括的な地域社会の実現（ソーシャルインクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。』



(2) 基本理念実現のための具体的取組（4つの方向性）

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度・枠組みを超えた支援の必要性が高まっている。また、社会福祉の各制度において地域志向の流れがある中、地域の課題に地域全体で取り組むことが求められつつあるため、すべての市民が住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせるよう、地域福祉基盤を醸成するため、4つの方向性を示した。

- ① フォーマルサービスの安定的供給
- ② 市民の能動的参画の促進
- ③ 地域福祉プラットフォームの構築
- ④ 「しごと」と生活の安定

(3) 検証・評価・課題

市長の附属機関である市民福祉調査委員会に設置された小委員会（令和元年度～計画策定・検証会議）を中心として検証・評価を行った。

〈次期計画策定に向けたポイント〉

・くらし支援窓口の開設や地域福祉ネットワークの全区配置等で、包括的な相談支援体制は整い、関係機関、事業者、地域住民と連携を取りながらの個別支援は実施できている。

・一方で、前述のような複雑化した地域課題への対応に関する需要は高まっている。（→早期発見・早期対応の予防的取組の視点など）

・また、本計画の評価方法について、所管課の各事業進捗を定量的に評価する方法であったことと、それぞれの個別計画の評価と連動しておらず、実際に市民福祉・地域福祉の推進にどのような効果があったのかの評価が難しい。

参考：計画の意義

(1) こうべの市民福祉条例に基づく「市民福祉」の向上を目的にした実行計画

参考資料1市民福祉条例全文

『市民福祉の向上』とは・・・市民福祉条例より

○神戸市民ひとりひとりの「しあわせ」「生活の質」の向上

○それらは、市・地域の一員としての市民・事業者一体となってもたらされるものである。

市民福祉条例 -附則（抜粋）-

すべての市民が、その所得、医療及び住宅を保障され、教育、雇用等の機会を確保されるとともに、不屈の自立の精神を堅持することによつて、人間としての尊厳を守り、人格の自由な発展を期することのできる社会こそ福祉社会といわなければならない。

市民の福祉は、権利と義務、社会的保障と自助、社会連帯と自己責任の望ましい調和、結合によつて達成されるものである。それは、市民のひとりひとりが手をこまぬいていて他から与えられるものではなく、ひとりひとりの努力だけで獲得できるものでもない。

また、市民の福祉は、単に社会的な環境や条件を整備するだけでは達成され得ない。それは、みずからの生活をみずからの英知と創意と努力とによつて高めるといふ、主体的、内面的な心がまえと姿勢がなければ実現されないものである。

さらに、市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強め、また、事業者にあつても地域社会と密接な関係にあることを認識し、一体となつて市民福祉の向上に寄与するよう応分の努力をすることによつてもたらされるものである。

(2) 社会福祉法に基づく「地域福祉」を推進するための実行計画

参考資料2 社会福祉法（抜粋）

参考資料3 地域共生社会推進検討会最終とりまとめ（概要）

「地域共生社会」の登場・社会福祉法改正（平成30年4月）

- ①地域福祉の推進（第4条） 地域生活課題の規定（対象者：世帯・孤立）
- ②包括的な支援体制の整備（第106条の3）
- ③市町村地域福祉計画（第107条）
 - ・任意から努力義務化へ
 - ・分野別計画の上位計画へ

『地域福祉の推進』とは・・・ 社会福祉法第4条より

○地域住民が、地域社会の一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていること。

○そのために、地域住民・福祉関連事業者は相互に協力し、対象者の地域生活課題を把握し、解決に資する支援関係機関との連携等により、解決を図るよう留意する。

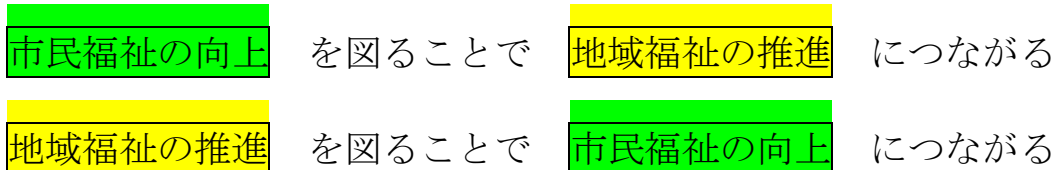
社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



「市民福祉」と「地域福祉」の関係性



○神戸市民の福祉をまもる条例

昭和52年 1 月 10 日

条例第62号

改正 平成11年 3 月 30日 条例第50号

(附則)

平成12年 3 月 31日 条例第101号

(附則)

平成12年 4 月 17日 条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 節 通則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 節 市の責務及び施策の基本方針 (第 3 条—第 6 条)

第 3 節 事業者の責務 (第 7 条・第 8 条)

第 4 節 市民の権利及び責務 (第 9 条—第11条)

第 2 章 市民福祉の向上

第 1 節 健康の確保 (第12条—第14条)

第 2 節 教育機会の確保 (第15条—第17条)

第 3 節 労働福祉の充実及び社会参加の促進 (第18条—第22条)

第 4 節 住宅の確保 (第23条—第28条)

第 5 節 家庭福祉の充実及び地域福祉の向上 (第29条—第34条)

第 6 節 都市施設の整備 (第35条—第39条)

第 3 章 社会福祉施設の設置及び経営 (第40条—第44条)

第 4 章 市民福祉の推進体制

第 1 節 福祉教育の推進 (第45条—第47条)

第 2 節 市民の福祉活動の推進 (第48条—第51条)

第 3 節 市民福祉振興のための組織及び基金 (第52条・第53条)

第 4 節 福祉協定 (第54条)

第 5 章 補則 (第55条—第57条)

附則

すべての市民が、その所得、医療及び住宅を保障され、教育、雇用等の機会を確保されるとともに、不屈の自立の精神を堅持することによつて、人間としての尊厳を守り、人格の自由な発展を期することのできる社会こそ福祉社会といわなければならない。

市民の福祉は、権利と義務、社会的保障と自助、社会連帯と自己責任の望ましい調和、結合によつて達成されるものである。それは、市民のひとりひとりが手をこまぬいていて他から与えられるものではなく、ひとりひとりの努力だけで獲得できるものでもない。

また、市民の福祉は、単に社会的な環境や条件を整備するだけでは達成され得ない。それは、みずからの生活をみずからの英知と創意と努力とによつて高めるといふ、主体的、内面的な心がまえと姿勢がなければ実現されないものである。

さらに、市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強め、また、事業者にあつても地域社会と密接な関係にあることを認識し、一体となつて市民福祉の向上に寄与するよう応分の努力をすることによつてもたらされるものである。

このような認識に立つて、福祉都市を実現することは、今日に生きるわたしたち市民のためのみならず、明日に生きる後代の市民のためにも、わたしたち市民が果たさなければならない責務であると確信する。ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて、この愛する郷土に誇り高き福祉都市を建設することを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もつて福祉都市づくりの総合的推進を図ることを目的とする。

(市民福祉の基本理念)

第2条 すべて市民は、健康、所得、教育、労働、住宅等生活の基礎的条件が安定的に確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展とがひとしく保障されなければならない。

2 市、事業者及び市民は、市民福祉の基盤が家庭及び地域社会にあることにかんがみ、家庭機能の尊重及び保持並びに良好な地域社会の形成に努めなければならない。

3 市、事業者及び市民は、市民福祉が社会的な連帯により実現することを認識し、それぞれの有する役割と責務を一体となつて果たすよう努めなければならない。

第2節 市の責務及び施策の基本方針

(市の基本的責務)

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市民福祉施策の基本方針)

第4条 市民福祉に関するすべての施策は、次の各号に掲げる基本方針に従い策定され、及び実施されなければならない。

(1) 予防、援護、治療、啓発等すべての領域を含み、かつ、有機的な連携が保たれること。

(2) 社会的経済的情勢の変化及び市民意識の科学的な把握に基づく適正な福祉需要に対応すること。

(3) 家庭及び地域社会と密接な関係を保持し、これらの機能を維持し、及び助長するよう配慮されること。

(市民福祉の理解及び福祉活動のための条件整備)

第5条 市は、市民及び事業者が市民福祉に関する正しい理解を深め、又は福祉活動(市民福祉の向上のため、みずからすすんで自己の労力、知識、財産等の提供を行うことをいう。以下同じ。)を行うために必要な条件の整備に努めなければならない。

(制度の改善等に関する国、県への要請)

第6条 市は、社会保障制度、雇用政策等主として国又は県の所管に属する事項

について市民生活の実情をは握し、必要に応じてそれらの制度又は施策の改善及び充実を国又は県に要請し、その促進に努めるものとする。

第3節 事業者の責務

(勤労者及び家族の福祉増進)

第7条 事業者は、その雇用する勤労者の労働条件の向上及び福利厚生の実施に努めることにより、その雇用する勤労者及びその家族の福祉を増進しなければならない。

(市民福祉向上への協力)

第8条 事業者は、みずからも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、福祉活動に努め、市民福祉の向上に協力しなければならない。

第4節 市民の権利及び責務

(権利及び負担の分任義務)

第9条 すべて市民は、第2条の基本理念に基づき実施される市民福祉に関する役務又は給付を、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、ひとしく受ける権利を有し、それに伴う負担を分任する義務を負う。

(生活の自立及び家庭生活の維持向上)

第10条 市民は、みずからすすんで生活の自立と能力の発揮に努め、家庭生活の維持及び向上を図らなければならない。

(福祉意識の高揚及び福祉活動の推進)

第11条 市民は、市民福祉について正しい理解を深め、福祉意識の高揚を図るとともに、福祉活動に努めなければならない。

第2章 市民福祉の向上

第1節 健康の確保

(健康の保持増進)

第12条 市民の健康は、市民ひとりひとりの健康に対する自覚をもとにして、保健医療体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、かつ、増進されなければならない。

2 市民は、健康に関する認識を高め、みずからの健康の保持及び増進、疾病の

予防及び早期回復に努めなければならない。

(健康等に対する事業者の協力)

第13条 事業者は、その雇用する勤労者の健康を保持し、かつ、増進することに努めなければならない。

2 事業者は、地域の保健活動への参加等を通じて地域保健の向上に協力しなければならない。

(健康施策の実施)

第14条 市長は、市民がすすんで健康の増進を図ることができるよう健康教育の実施、健康増進施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、市民の疾病の予防を図るため、性、年齢、地域の特性等に応じた保健指導、健康診断体制の整備等を行うものとする。

3 市長は、市民の医療の機会均等を確保するため、公的及び私的医療機関の有機かつ計画的な整備に努めるものとする。

4 市長は、市民の急病、事故等に対して迅速かつ適切な医療を確保するため、救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

第2節 教育機会の確保

(生涯教育の推進)

第15条 すべて市民は、人格の完成をめざし、社会人としての自覚を養うとともに、みずからその能力を開発し、生活の向上を図るため、生涯のそれぞれの時期に応じて教育を受ける機会が与えられるよう配慮されなければならない。

(教育諸条件の整備)

第16条 市長及び教育委員会は、市民の教育機会の確保を図るため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市民が生涯のそれぞれの時期に応じて教育を受けることのできる施設の整備に関すること。
- (2) 発達の遅れた児童及び障害のある児童の療育及び就学促進に関すること。
- (3) 市民の自主的な教育活動の奨励に関すること。
- (4) 地域社会における指導者の養成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯教育の推進に必要と認められる事項に

関すること。

(就学のための便宜供与)

第17条 事業者は、その雇用する勤労者がすすんで学校教育を受けることができるよう必要な便宜の供与に努めなければならない。

第3節 労働福祉の充実及び社会参加の促進

(労働福祉の理念)

第18条 すべて勤労者は、安定した雇用関係のもとに生きがいある労働生活が営めるよう必要な条件が整備されなければならない。

(勤労者の主体性の確立等)

第19条 勤労者は、勤労者としての主体性の確立並びにその能力の開発及び発揮に努めるとともに、労働条件の向上、職場環境の改善、福利厚生の実施等みずからの福祉向上を図らなければならない。

(雇用関係の安定等)

第20条 事業者は、労働の場の提供及び雇用関係の安定に努めるとともに、育児に関する便宜の供与、勤労者福祉に関する共済制度の実施、福利厚生施設の設置その他勤労者の福祉向上に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤労者福祉施策の実施)

第21条 市長は、勤労者の福祉向上に資するため、勤労者福祉に関する共済制度の育成、勤労者の生活に必要な資金の貸付け、勤労者のための福祉施設の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の社会参加のための協力等)

第22条 市長は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者（以下「高齢者等」という。）が労働生活を通じて社会参加ができるよう関係行政機関及び事業者と緊密に連絡し、及び協力するとともに、事業者に対しその促進のための啓発を行うものとする。

第4節 住宅の確保

(住宅確保の理念)

第23条 すべて市民は、その能力に応じた適正な負担のもとに、良好な環境を備えた良質な住宅を確保するために必要な条件が整備されなければならない。

(居住水準の設定及び住宅建設計画の策定等)

第24条 市長は、市民が安全で快適な住生活を確保するために必要な居住水準を定めるものとする。

2 市長は、前項の居住水準を定めた場合は、これを公表するものとする。

3 市長は、第1項の居住水準に基づき、住宅建設に関する計画を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(公営住宅の供給等)

第25条 市長は、住宅に困窮する低額所得者の生活の安定及び福祉の増進を図るため、公営住宅の供給に努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、高齢者、障害者その他これらに類する者の属する世帯に公営住宅を供給するときは、住宅の構造及び設備について適切な配慮を加えなければならない。

(住宅資金の貸付け等)

第26条 市長は、市民の住宅の取得を容易にするため、必要な情報の提供、相談及び資金の貸付けを行い、並びに勤労者の住宅に関する財産形成の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(住宅供給業者の責務)

第27条 住宅の供給を業として行う者は、住宅の建設にあたっては、地域の環境を十分に配慮し、第24条第1項の規定により市長の定めた居住水準に適合する住宅の供給に努めなければならない。

2 第25条第2項の規定は、住宅の供給を業として行う者が住宅を供給する場合について準用する。

(勤労者への住宅供給等)

第28条 事業者は、その雇用する勤労者の住宅の確保に資するため、住宅の供給、住宅の取得を容易にするための資金の助成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5節 家庭福祉の充実及び地域福祉の向上

(家庭生活の維持向上)

第29条 市民は、家庭生活における家族員相互の理解と協力により、良好な家庭

生活を維持し、及び向上するよう努めなければならない。

(家庭福祉施策の実施)

第30条 市長は、市民の良好な家庭生活を維持するため、家庭福祉に関する相談その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家庭機能の補完等)

第31条 市長は、保育に欠ける児童に対する必要な措置、援護を要する高齢者又は障害者が在宅する家庭に対する訪問介護員の派遣その他の援助措置等家庭機能を補完し、又は維持するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、家庭での養護に欠ける者を養護するために必要な施設及び制度を整備し、及び充実するものとする。

(地域福祉活動への参加及び地域社会の形成)

第32条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の連帯を強め、地域の福祉活動に参加するとともに、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

(人材又は資力の提供等による協力)

第33条 事業者は、その地域社会において、市民福祉の向上のために果たす役割を十分認識し、その有する人材若しくは資力又はその所有し、若しくは管理する福利厚生施設の地域への提供等により地域における市民福祉の向上に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域福祉施設の整備等)

第34条 市長は、地域における市民福祉の向上を図るため、規則で定めるところにより、市民の自主的な活動に対し必要な援助を行い、又は当該活動に必要な施設を整備し、若しくは当該施設の建設に対する助成を行うよう努めるものとする。

第6節 都市施設の整備

(都市施設の理念)

第35条 道路、公園その他の公共施設及び教育施設、購買施設その他の公益的施設(以下「都市施設」という。)は、高齢者及び障害者をはじめ、すべての市民が安全かつ快適に利用できるよう配慮されなければならない。

第36条及び第37条 削除

(都市施設の整備に関する情報の提供等)

第38条 市長は、都市施設を設置し、又は管理する者に対し、都市施設の整備に関する情報を提供し、及び都市施設の整備に関して必要な助言又は指導を行うものとする。

(都市施設の整備への協力)

第39条 市民及び事業者は、都市施設が高齢者、障害者等への配慮のもとに整備されることについて理解し、必要な協力を行わなければならない。

第3章 社会福祉施設の設置及び経営

(施設経営の準則)

第40条 社会福祉施設（社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設をいう。以下「施設」という。）は、施設利用者の個性を尊重し、及び施設利用者と地域社会との密接な関係が維持されるよう経営されなければならない。

(施設の整備及び施設従事者の研修等)

第41条 市長は、福祉需要に応じた体系的な施設の整備に関する計画を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市長は、施設従事者の資質の向上を図るため、必要な研修及び訓練を行うものとする。

(私立施設経営者に対する援助)

第42条 市長は、公立施設（国又は地方公共団体その他の公共団体が設置する施設をいう。）及び私立施設（公立施設以外の施設をいう。）がその特性を生かしつつ調和ある発展を期することができるよう、私立施設を経営する社会福祉法人等（以下「私立施設経営者」という。）に対し、その経営する施設の整備、施設従事者の福利厚生又は施設利用者の処遇の向上につき必要な援助を行うものとする。

(私立施設経営者の責務)

第43条 私立施設経営者は、施設の公共性を自覚し、その経営する施設を整備し、及びその経営の向上に努めなければならない。

(施設設置等に対する協力)

第44条 市民及び事業者は、施設の役割を十分理解し、その設置又は運営に協力しなければならない。

第4章 市民福祉の推進体制

第1節 福祉教育の推進

(福祉教育の理念)

第45条 福祉教育は、第2条に規定する市民福祉の基本理念並びに福祉に関する制度及び実情を正しく理解し、福祉意識を高めるとともに、市民みずから市民福祉を充実するための実践的な方法を身につけることをめざして推進されなければならない。

(市長等による福祉教育の推進)

第46条 市長及び教育委員会は、すべての市民に対し、生涯のあらゆる教育の場を通じて福祉教育を行うよう努めるものとする。

2 市民福祉の向上を目的とする団体（以下「福祉団体」という。）及び施設を経営する者は、その活動の場を通じて福祉教育を実施するよう努めなければならない。

3 市長及び教育委員会は、必要と認めるときは、福祉団体又は施設を経営する者の行う福祉教育に対し、助言又は専門技術的指導を行うことができる。

(市民の福祉学習及び福祉教育への参加)

第47条 市民は、福祉を理解し、及び福祉活動を実践するための自主的学習を行うとともに、福祉教育に積極的に参加するよう努めなければならない。

第2節 市民の福祉活動の推進

(市民の福祉活動等)

第48条 市民は、社会連帯の理念に基づき福祉活動を行うとともに、それに必要な知識及び技術の修習に努めなければならない。

(福祉活動への便宜供与)

第49条 事業者は、その雇用する勤労者が福祉活動を行うときは、その活動を援助するため、その業務の遂行に支障がないと認める範囲において必要な便宜を図るよう努めなければならない。

(施設経営者の配慮)

第50条 施設を経営する者は、その施設において市民の福祉活動が円滑に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(福祉活動の助長)

第51条 市長は、市民の福祉活動を助長するため、福祉活動に関する情報を提供し、及び必要な助言又は指導を行うことができる。

第3節 市民福祉振興のための組織及び基金

(市民福祉を振興するための組織への協力)

第52条 市長は、市民が事業者及び市と一体となつて人材、資力その他の福祉資源を開発し、又は活用し、次に掲げる事業を推進するための組織を設けた場合において必要と認めるときは、その組織の運営及び事業の推進に必要な協力を行うことができる。

- (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長
 - (2) 施設の設置及び運営又は施設への助成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民福祉を振興するための事業
- (市民福祉のための基金の設置)

第53条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、別に条例で定めるところにより、基金を設けるものとする。

第4節 福祉協定

(福祉協定の締結)

第54条 市長は、市民福祉の向上を図るため、事業者の理解及び協力を得て、次に掲げる事項に関し、事業者と市民福祉に関する協定(以下「福祉協定」という。)を締結するよう努めるものとする。

- (1) 事業者の所有し、又は管理する体育施設、保養施設その他の福利厚生施設の提供に関すること。
- (2) 高齢者等の雇用の促進に関すること。
- (3) 施設に関する人材又は資力の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民福祉の向上に必要があると認められる事項に関すること。

2 市長は、福祉協定を締結した場合は、その円滑な履行及び促進を図るため、当該事業者に対して必要な援助を行うことができる。

第5章 補則

(市民福祉調査委員会)

第55条 市長及び教育委員会の附属機関として、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別に条例で定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を具申することができる。

(1) 第3条の市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定に関すること。

(2) 第4条第2号の市民意識の科学的な把握に関すること。

(3) 第6条の市民生活の実情の把握に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(業績の公表等)

第56条 市長は、市民又は事業者が市民福祉の向上に著しく貢献したと認める場合においては、その業績を公表し、かつ、その功績を表彰するものとする。

(施行の細目)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年1月25日／市／教委／規則第1号により昭和52年1月25日から施行（第34条から第39条までの規定並びに第52条、第53条、第55条及び第56条の規定を除く。）)

(昭和52年4月1日／市／教委／規則第1号により第55条の規定は、昭和52年4月1日から施行)

(昭和52年9月22日規則第87号により第52条及び第53条の規定は、昭和52年9月24日から施行)

(昭和53年11月25日規則第96号により第35条から第39条までの規定は、昭和54年4月1日から施行)

(昭和54年5月25日規則第8号により第56条の規定は，昭和54年6月1日から施行)

附 則 (平成11年3月30日条例第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第101号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月17日条例第6号)

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第35条の改正規定（「老人，心身障害者をはじめすべての」を「高齢者及び障害者をはじめ，すべての」に改める部分を除く。）及び第36条から第38条までの改正規定は，平成12年10月1日から施行する。

社会福祉法 -抜粋-

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)

最終とりまとめ(概要)

令和元年12月26日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	植草学園大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本福祉大学 副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	日本労働組合総連合会 総合政策局長 (第6回まで)
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長 (第7回から)	宮島 渡	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎ 宮本 太郎	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	中央大学法学部 教授
		(◎ : 座長)	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年 5月16日 (木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日 (火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日 (木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日 (金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日 (火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日 (火)	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日 (木)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日 (月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日 (火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

2

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

3

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・上記の①から③までの機能を有すること ・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること 	<p>○個性性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>〔※〕活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<p>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>	<p>○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。</p>	<p>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>
財政支援	<p>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能 	<p>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</p> <p>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</p>	<p>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</p>
その他	<p>○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。</p>	<p>○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。</p>	<p>○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。</p>

※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

4

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

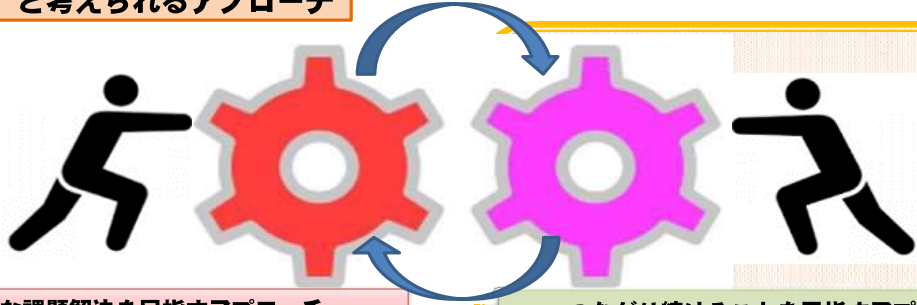
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

5

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

6

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

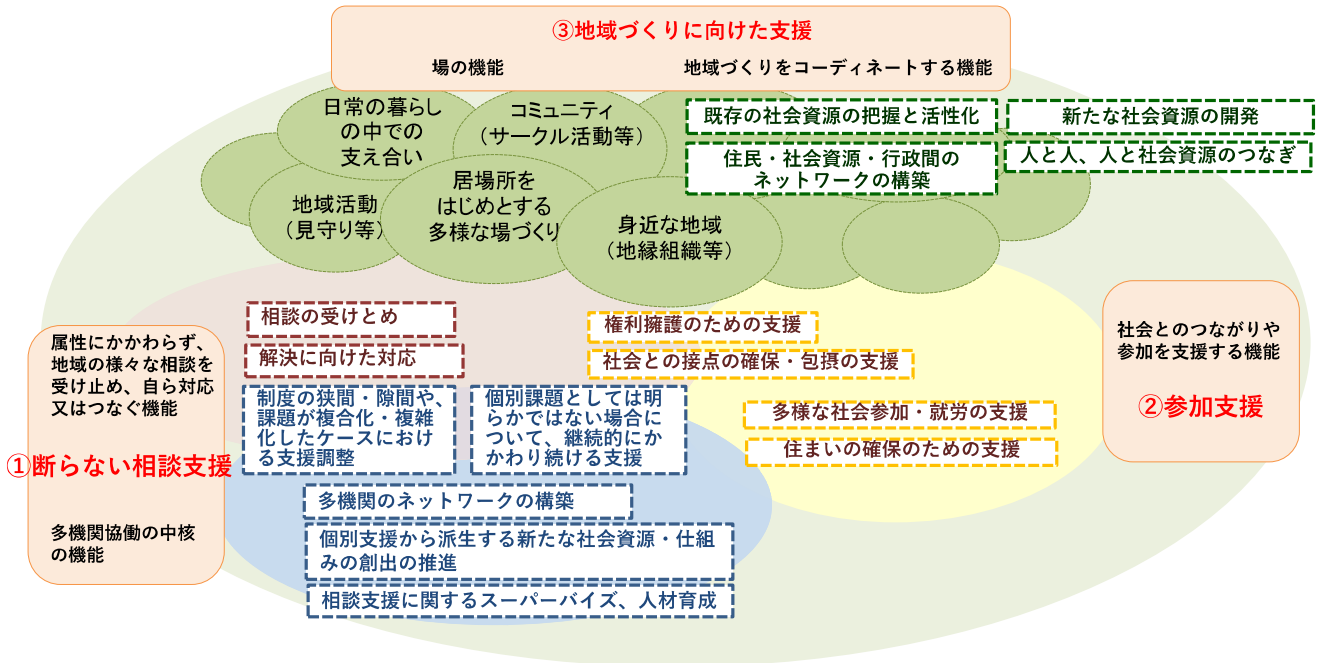
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

7

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①住民同士が会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能 を合わせた事業を実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

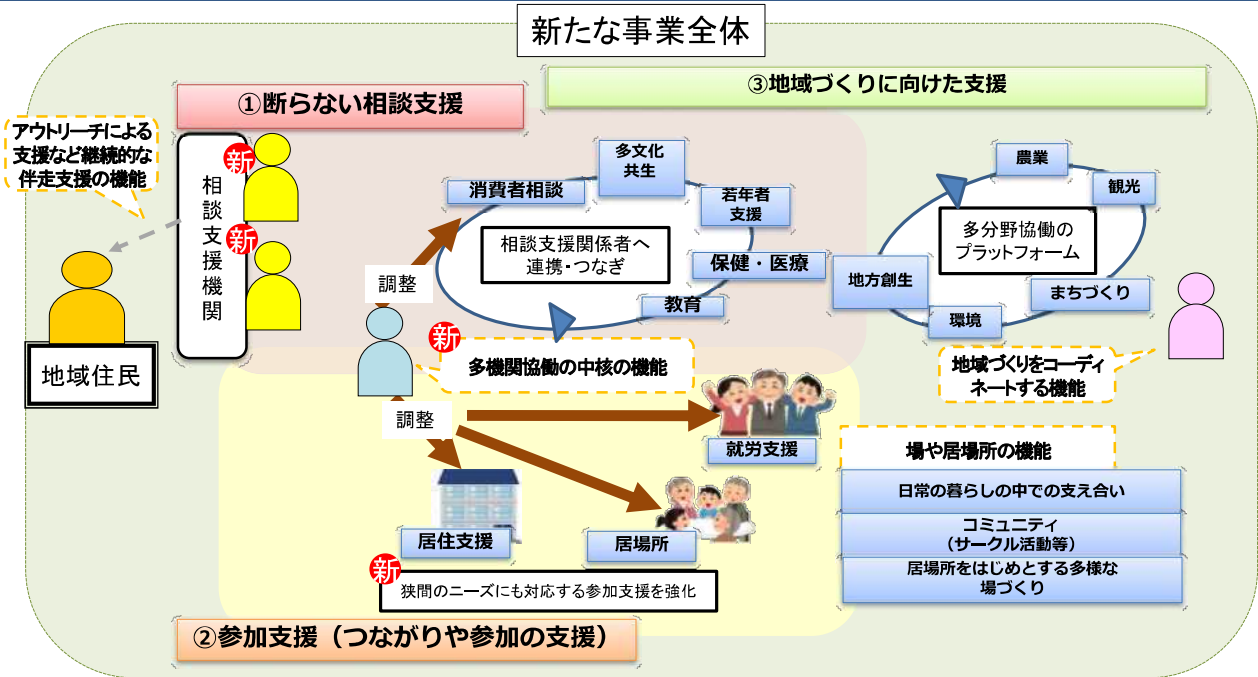
- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行う必要がある。それらを前提として、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
 - 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
 - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返して行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
- ※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

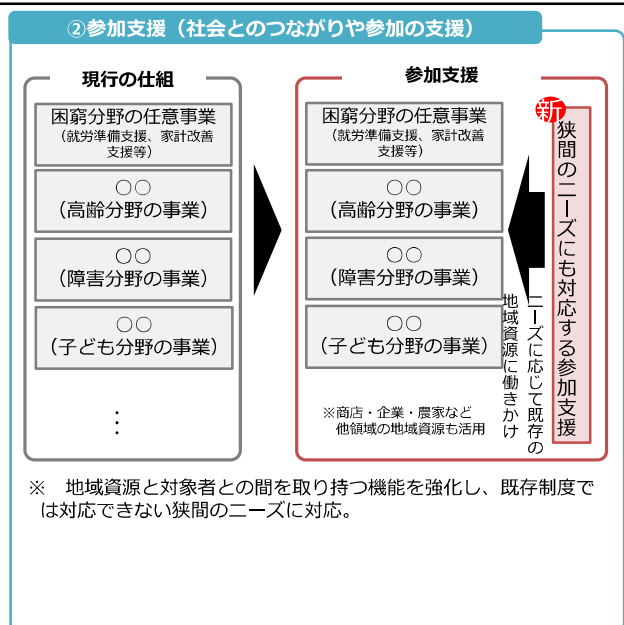
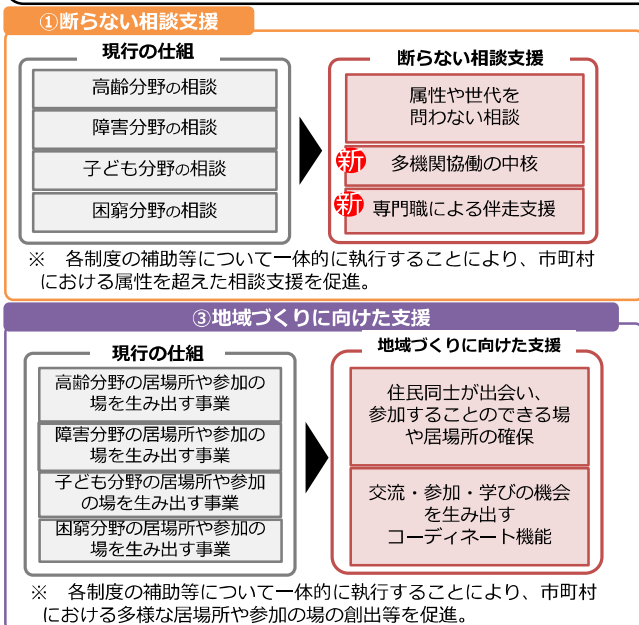
新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつながりを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



新たな事業の枠組み

- ◆断らない相談支援
 - 属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。
- ◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - 属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。
- ◆地域づくりに向けた支援
 - 各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。
 - 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
 - ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能



現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的実施	義務的経費(交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費(補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的実施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行うものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費(交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的実施	義務的経費(負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費(補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

12

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネーター機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業
 【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

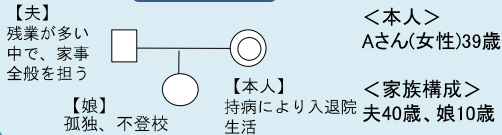
	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数	
				負担割合				
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員、協議体の設置))	市町村	義務的実施	義務的経費(交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費(交付金)	国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1,741市町村	—
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施	(交付税)	—	×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	必須事業	機能強化分(補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3,038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行うものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業を含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費(交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※(「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分)	653カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
				裁量的経費(補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	477市町村 ※(「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分)	1,327カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費(補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	—	—

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したものである。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネーターを実施しているものがある。
 例) 障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

13

新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成



◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

<相談の始まり>

- ・支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
 - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
 - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
 - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

<断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

<相談後すぐに行った支援>

- ・Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・各種施設を確認したところ、直ぐに入所できる場所がなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

<参加支援の効果>

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

<その後の経過>

- ・Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

<地域づくりに向けた支援の効果>

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

3つの支援を組み合わせることによる効果

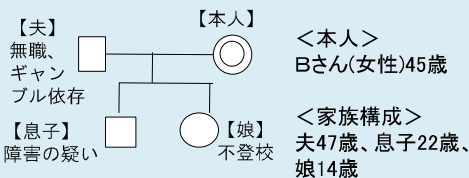
3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、**課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。**
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。**

14

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

- (本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
- (夫) 飲食店を経営していたが、不況のおおりに受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
- (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
- (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
- (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

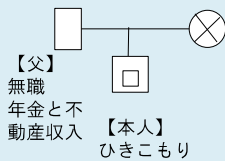
- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、**世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。**
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に**多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。**

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

15

ひきこもりの相談支援事例

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

■ 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
→ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



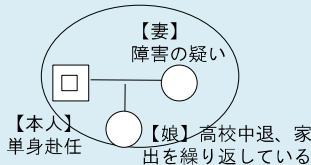
効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。**

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

参加支援の事例

家族構成



<本人>
Cさん(男性)35歳

<家族構成>
妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

- 本人(35歳)は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
 - ・娘(18歳)は、高校を中退し家出を繰り返している。
 - ・妻(35歳)は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

<課題の概要>

娘	・ 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	・ 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 ・ 娘との関係性が悪化している。
本人	・ 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 ・ 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらった。

<妻>

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- 参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に応えることができた。
- 既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

地域づくりの事例

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、**世代や属性を限定しない場や居場所を常設型で設置**するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行う**コーディネーターを複数配置**することも可能となる。

常設型の場での取り組み例

※ 各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせて取組を行うことを想定

- 気軽に立ち寄り、たどることができる場として、コミュニティカフェが**多様な人の居場所**になる。
- 障害者や就労経験のない若者の**はたらく（役割のある）場**になる。
- コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手として**アクティブシニアが活躍**
- フリースペースで、子育て広場（事業）と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが**一緒にいられる場**となる。
- フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、**多様な活動を支援**
- コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、**学びが促進され**地域でのつながりが広がる。

<コーディネーターによる取り組み>

- コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者との**ふだんの会話から、課題ややりたいことを**発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
- コーディネーターが複数配置されることにより、**人材育成もしながらチームで活動でき、地域の行事や集まり**（地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会（民児協）の定例会等）**にも参加し、地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる。**
- 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の**情報を把握**する。
- 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆ 間取りイメージ



- 精神保健福祉士1名が専従。
（週5日勤務／地域活動支援センター機能を担う）
- 子育て経験のあるスタッフ2名が週3日勤務
- 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置
（週5日勤務）
- 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務
（週5日勤務）

コーディネーターの配置

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた**活動場所が確保しやすくなる**とともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、**既存の地域活動が強化**されるとともに、**多様な活動が新たに生まれやすくなる**。

18

地域づくりの事例②

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取り組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に1回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取り組みにコーディネーターが関わることにより、活動の継続性が高まったり活動が増える例

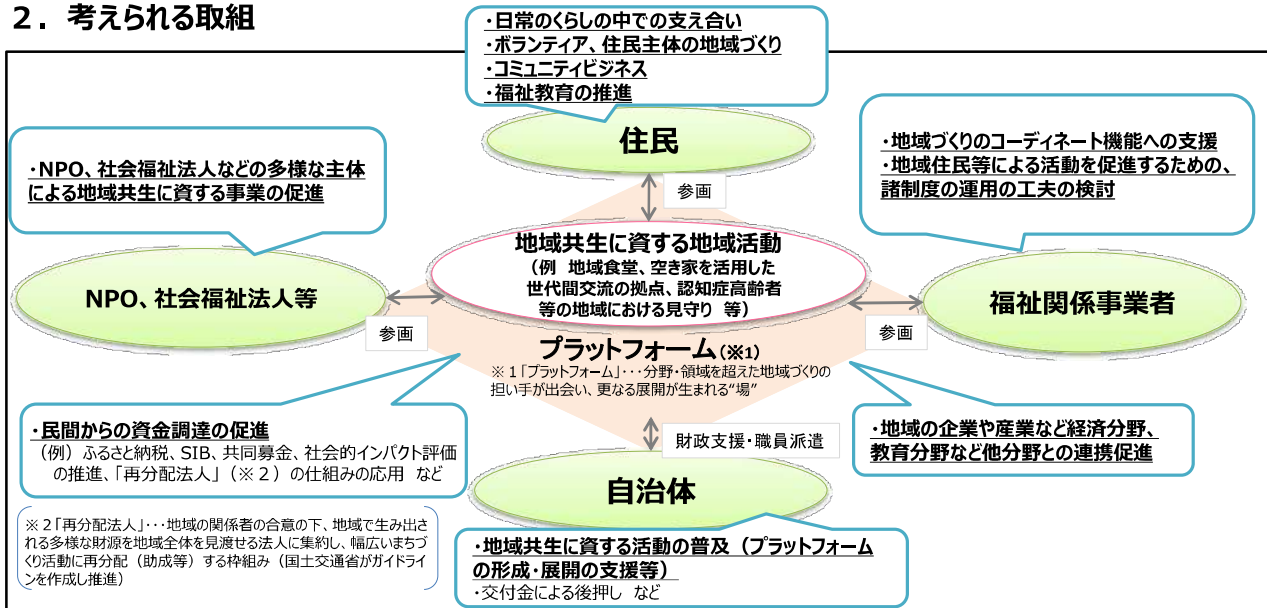
- 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に組み込みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン＋ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

19

1. 概要

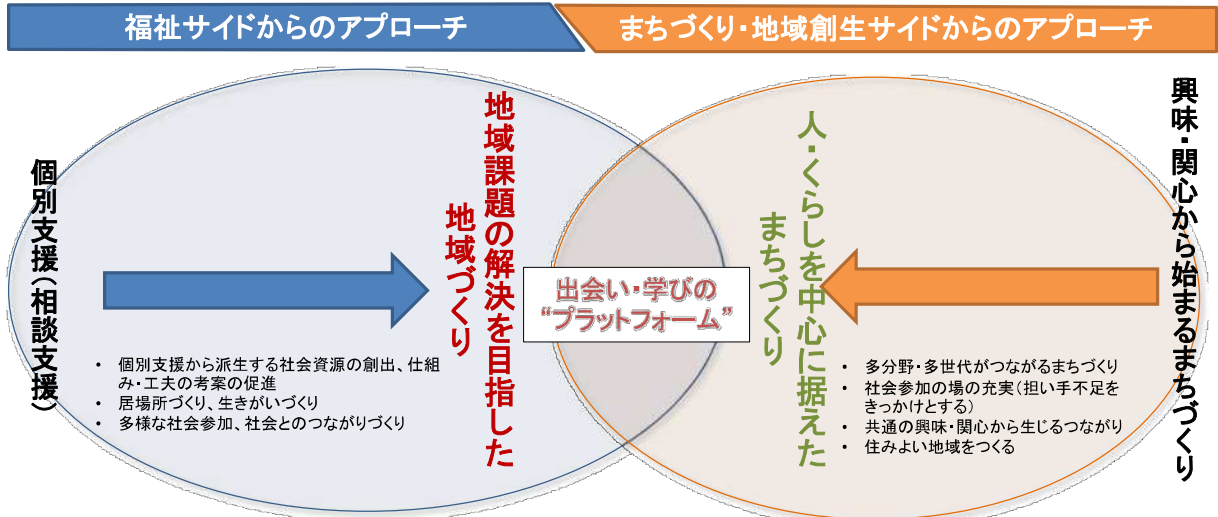
- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

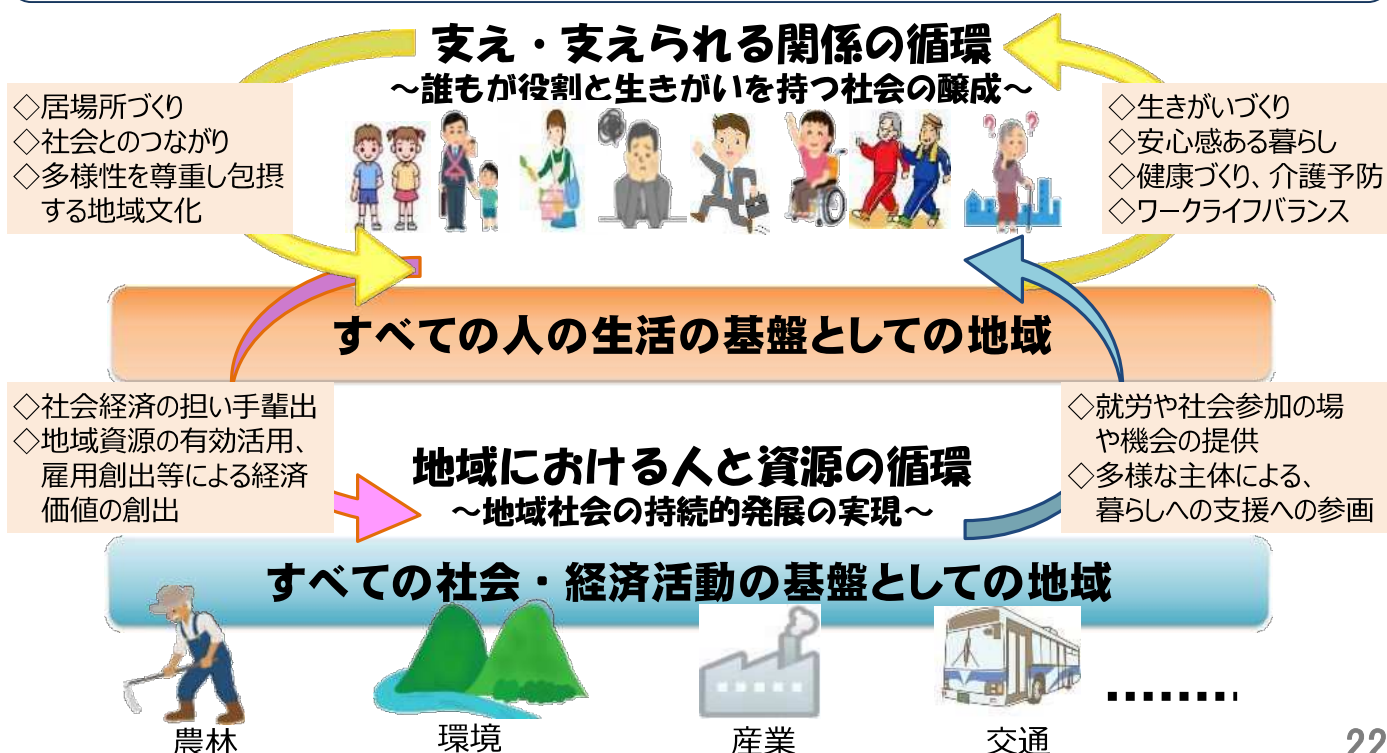
- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



関連資料

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)**
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出**
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置**
- 7月 **地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ**

23

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目処として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

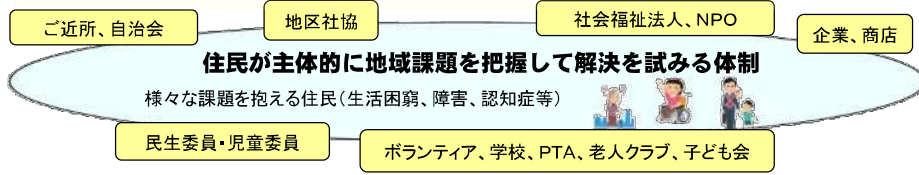
24

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算 28億円 (200自治体)
 平成30年度予算 26億円 (150自治体)
 平成29年度予算 20億円 (100自治体)

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる事ができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
 まちおこし、産業、
 農林水産、土木、
 防犯・防災、環境、
 社会教育、交通、
 都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
 (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

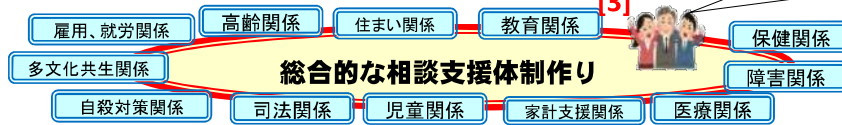
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

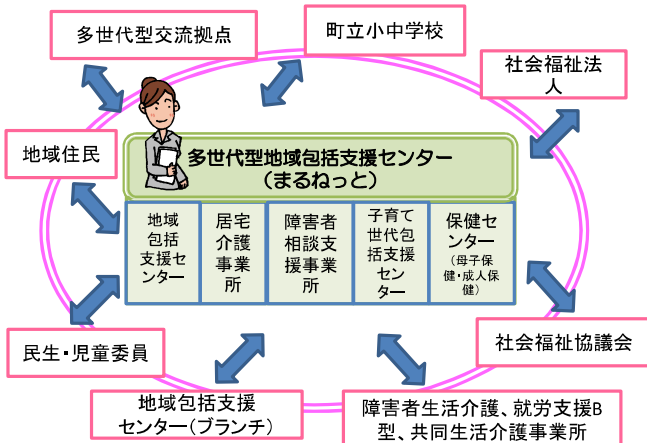
世帯全体の課題を的確に把握
 多職種・多機関のネットワーク化の推進
 相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
 地域に不足する資源の検討

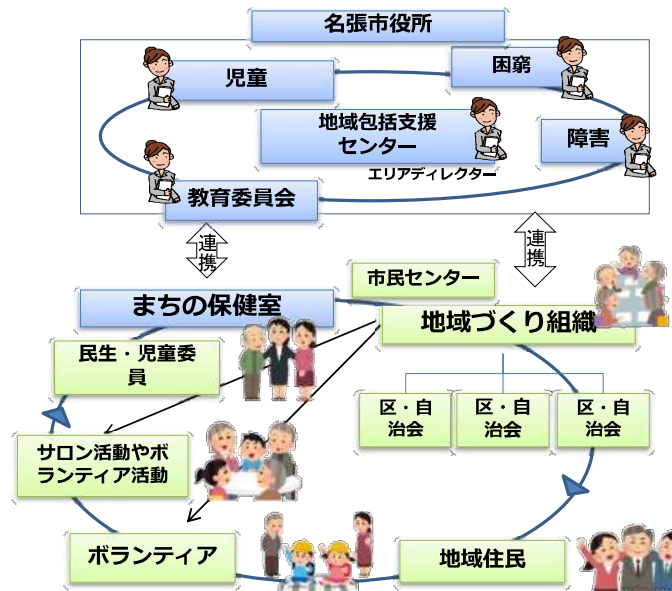
秋田県小坂町の例 (総合相談窓口を設置)

- 地域包括支援センター(介護)をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター(「まるねっと」)を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例 (複数の連携担当職員を配置)

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員(「エリアディレクター」)を複数部署(※)に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
 ※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



A町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
 ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
 ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

包括的な支援体制の整備例（1）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

		三重県 名張市	福井県 坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口		78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積		129.77km ²	209.67km ²	38.00km ²	918.32 km ²
小／中学校数		14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築	まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協CSWと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	15か所（まちの保健室）※ 地域包括支援センターのランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区）※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地は、本庁・社協本部として設置
	対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（1）②

		三重県・名張市	福井県・坂井市	茨城県東海村	愛知県・豊田市
多機関協働の体制	相談支援 包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在	5名 市役所の各課・相談窓口 にエリアディレクター （相談支援包括化推進員）を配置。	2名 （専任/市職員）	2名（正規職員1名、臨時職員1名）	23名（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員8名[有福祉資格者がCSW・困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割	所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議	ケース検討：随時 ネットワーク構築：2か月に1回程度	ケース検討：定例(月2回) ネットワーク構築：3か月に1回程度	ケース検討：月1回 事例検討 年3回以上 ネットワーク構築：2か月に1回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：2か月に1回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口 対応者	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所	社協・総合相談窓口	上記と同列で設置。（市役所福祉総合相談課、市福祉センター(市社協)、コミュニティセンター）
		—	—	—	—
		—	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員

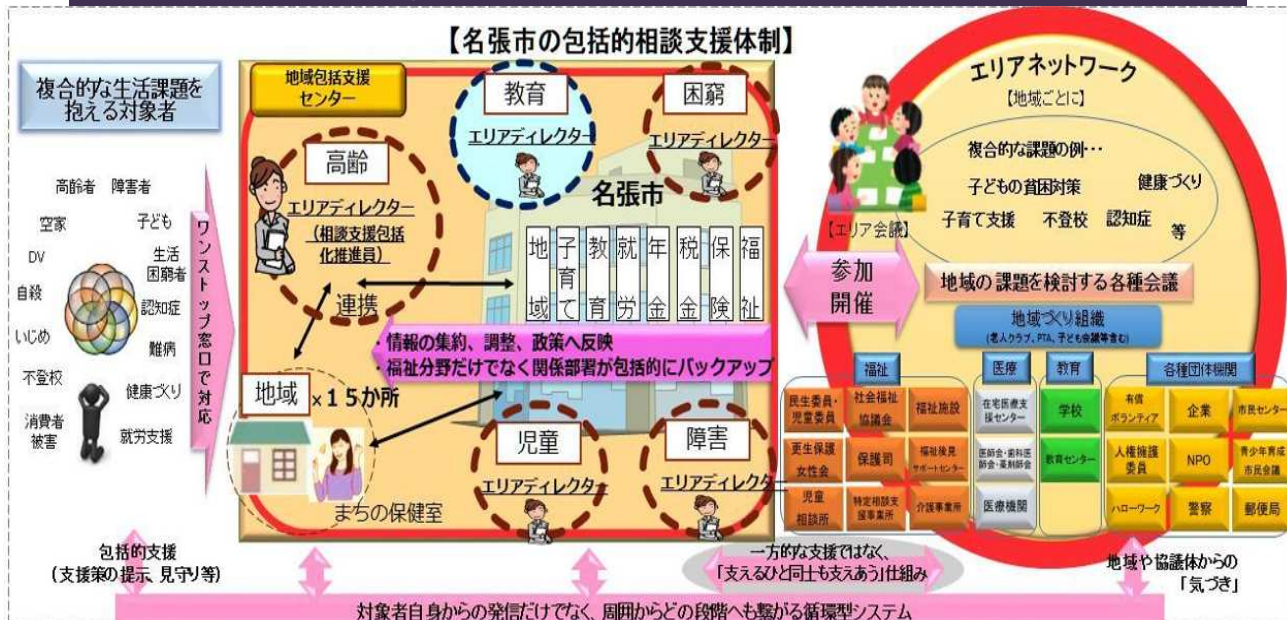
包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていこう）

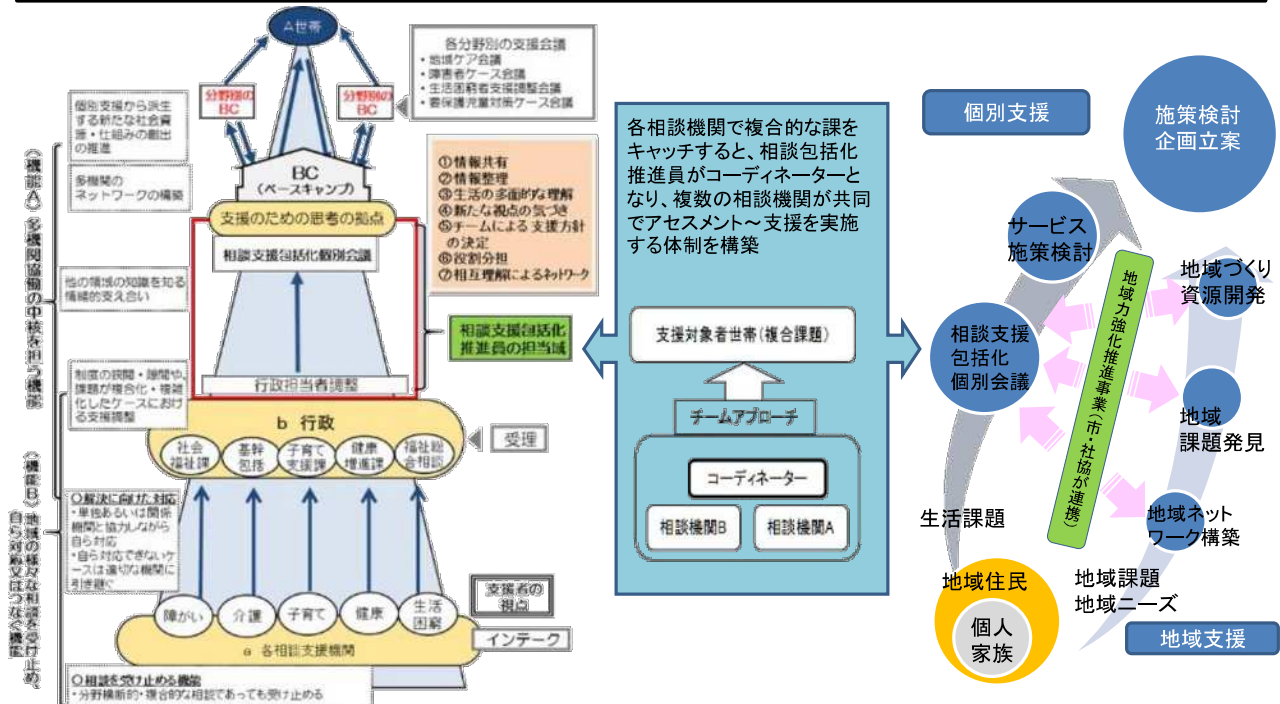
名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～



包括的な支援体制の整備例（福井県坂井市）

■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

- 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。
- 分野横断で複合課題の支援について検討できるよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。



包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

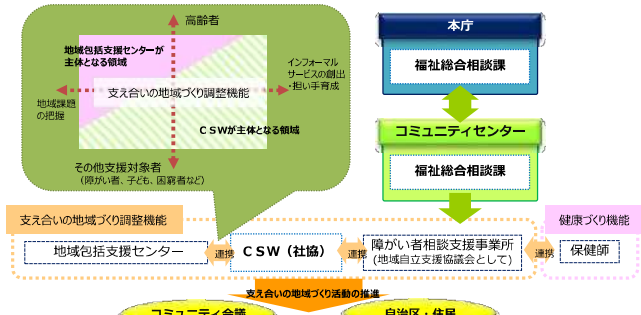
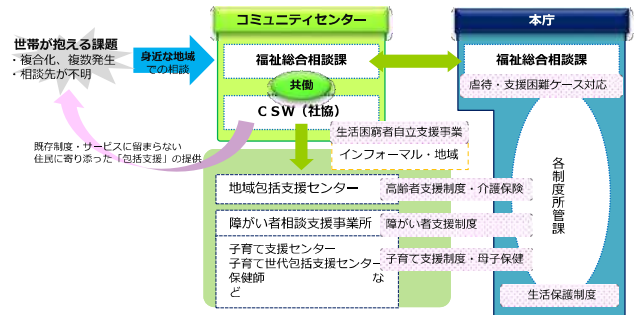
- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 課題が複合化しているなど地域での支え合いの中で解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークを構築する。特に、行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



包括的な支援体制の整備例（愛知県豊田市）

■ 「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

- 「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われるしくみの構築を進める。
- 「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される。個別支援を担う専門機関が各専門分野を活かしつつ連携して地域づくりの支援も担うことで、運動性を高めている。



	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ、紹介 ○CSWの後方支援（既存制度間の調整、コーディネートなど）
CSW（社協）	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保健師	各地域 本庁 拠点支所	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース） ○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	コミセン	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
CSW（社協）	コミセン	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

自治体概要※
人口 398,479
面積 36.60km²
小学校数* 41
中学校数* 18
※2019年4月1日現在
*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

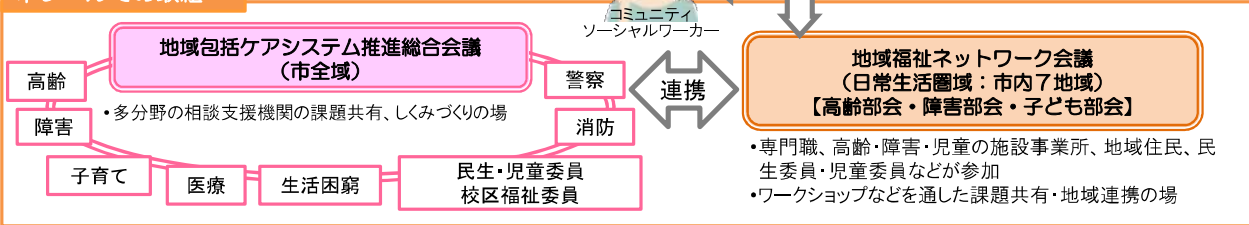
◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組



作成：厚生労働省

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須/任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要/機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村(委託可)	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3職種の支援員(人員)の配置(小規模自治体等において業務は可能)	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所(市町村地域生活支援事業)	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村(委託可、複数市町村による共同実施可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)	市町村(委託可、複数市町村による設置可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所(利用者支援事業)	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員(専任職員)を1名以上配置	市町村(委託可)	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整等
	子育て世代包括支援センター(法律上の名称:母子健康包括支援センター)	任意(努力義務)	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村(委託可)	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

37

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし(時間をかけたアセスメント)や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の2つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時等とする。

38

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

39

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長/社会・援護局長/老健局長 連名通知）（抄）

第一 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）改正の趣旨について

（7）法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の3第1項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら3つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

40

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」(局長通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤**包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)**の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備(法第106条の3第1項第1号関係)(1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。)

- (イ) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (ロ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (ハ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(法第106条の3第1項第2号関係)

- (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (ロ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (ハ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (ニ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第106条の3第1項第3号関係)

- (イ) 支援関係機関によるチーム支援
- (ロ) 協働の中核を担う機能
- (ハ) 支援に関する協議及び検討の場
- (ニ) 支援を必要とする者の早期把握
- (ホ) 地域住民等との連携

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」(局長通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

2 都道府県地域福祉支援計画

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤**市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項**の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

- ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- エ その他必要な事項

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業

- ・単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
- ・都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
- ・相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ

- ・特に専門性の高い相談への対応
- ・相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
- ・相談支援従事者等研修 等

▶自立相談支援事業（生活困窮者）※都道府県事業として位置づけ

- ・管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
- ・各事業の従事者に対する人材養成
- ・地域ごとの関係機関のネットワークづくり
- ・都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）

- ・管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
- ・自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
 - （1）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定
 - （2）地域ケア会議・介護予防
 - （3）生活支援体制整備等
 - （4）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用
 - （5）在宅医療・介護連携
 - （6）認知症総合支援
 - （7）介護給付の適正化
 - （8）介護人材の確保
 - （9）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

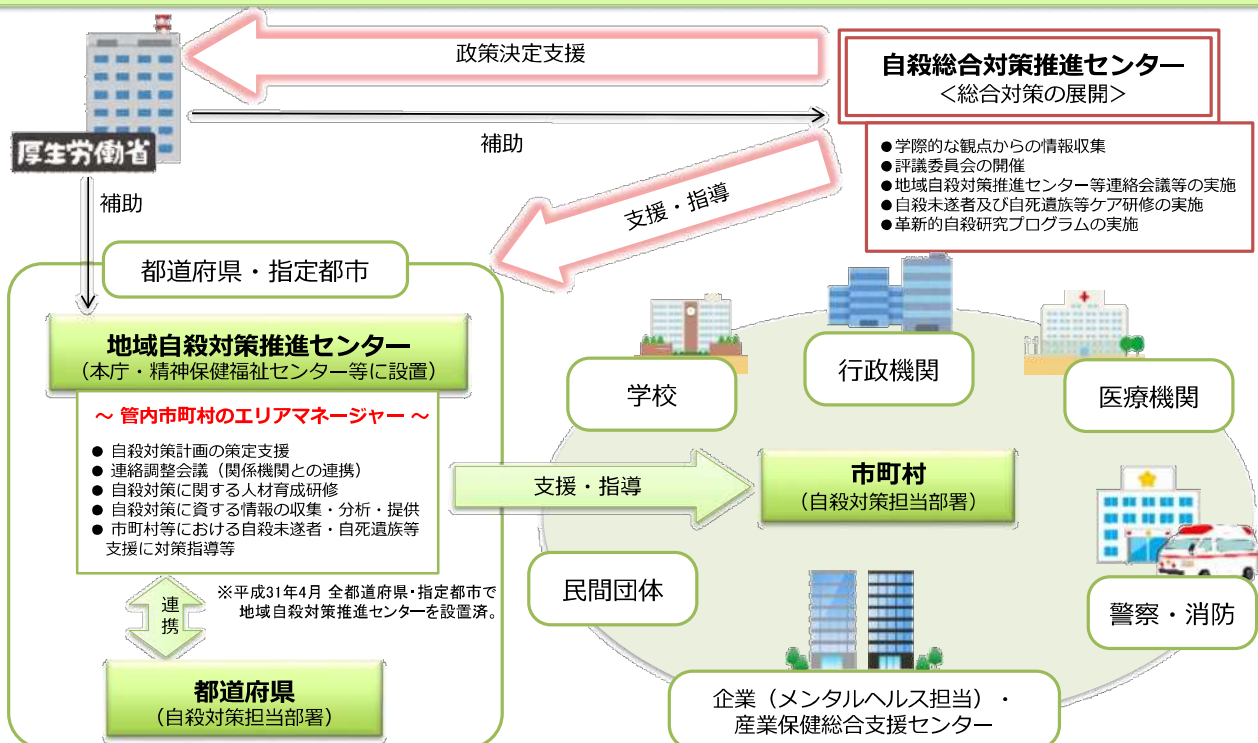
▶利用者支援事業（子ども・子育て）

- ・本事業は市町村が実施主体
- ・利用者支援事業の専任職員への研修の実施 等

地域における自殺対策の推進について

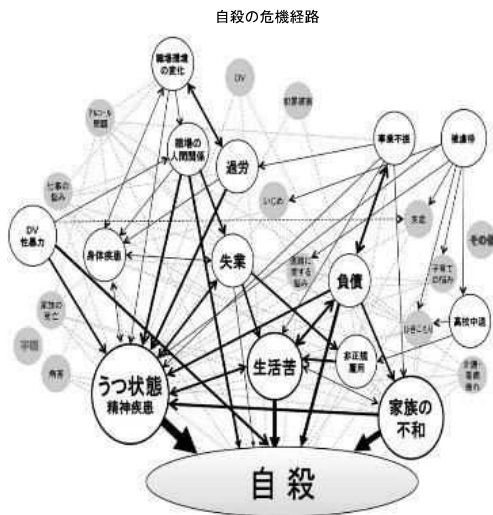
自殺対策における地方公共団体の役割 ⇒ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 国・都道府県・市町村自死対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援



各制度等における複合的課題等 (自殺対策(自殺既遂者))

- 民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
 - ・潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
 - ・自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
 - ・最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
 - ・亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%等といった結果が示されている。
- こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。



健康問題 (531)
身体疾患(怪傷) (18)、身体疾患(その他) (88)、うつ病 (274)、統合失調症等 (97)、アルコール問題 (34)、病苦 (17)、認知症 (2)、出産 (1)
経済・生活問題 (414)
倒産 (11)、事業不振 (60)、失業 (57)、就職失敗 (29)、生活苦 (66)、負債(多重債務) (82)、負債(住宅ローン) (10)、負債(その他) (31)、借金の取り立て苦 (26)、連帯保証 (20)、経営の悩み (6)
家庭問題 (354)
家族間の不和(親子) (71)、家族間の不和(夫婦) (76)、家族間の不和(その他) (17)、家族との死別(自殺) (22)、家族との死別(その他) (30)、家族の将来悲観 (6)、離婚の悩み (47)、被虐待(当時) (4)、DV被害 (19)、育児の悩み (30)、介護・看病疲れ (24)、親の不仲・離婚 (6)、妊娠・不妊の悩み (1)
勤務問題 (306)
仕事の失敗 (39)、職場の人間関係 (95)、職場環境の変化(配置転換) (48)、職場環境の変化(昇格) (17)、職場環境の変化(降格) (6)、職場環境の変化(転職) (19)、休職 (13)、過労 (69)、職場のいじめ (11)、仕事の悩み (51)、定年退職 (3)
学校問題 (95)
進路の悩み(入試) (7)、進路の悩み(その他) (22)、学業不振 (8)、いじめ (4)、教師との関係 (15)、他生徒との関係 (15)、ひきこもり (16)、不登校 (6)、教師からの叱責 (1)
男女問題 (37)
結婚をめぐる悩み (6)、失恋 (16)、不倫の悩み (13)、恋人の自殺 (1)、性同一性障害 (1)
その他
犯罪被害 (3)、犯罪被害 (7)、後遺症 (1)、心中 (8)、近隣関係 (15)、将来生活への不安 (29)、単身赴任 (2)、災害(その他) (3)、親への家庭内暴力 (2)、高校中退 (5)、事故 (7)、同業者・同僚の自殺 (1)、配偶者への暴力 (4)、その他 (78)

出典:『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<足立区の概要>

- ・人口 685,447人(平成30年1月1日現在)
- ・生活保護受給率 3.63%
- ・面積53,25km²



<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：直営+委託(NPO法人)
- 任意事業：家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業(都区共同事業として東京都が実施)を実施

連携体制の構築

- ・庁外の関係者を含めた「こころといのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口がつなぎ先の対応に迷った際には、「こころといのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。



連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援

- 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を(年5回×6日間)実施。

●出張総合相談会の実施

(常設の窓口以外の場所での相談を実施)
▼NPO法人・弁護士・保健師・福祉事務所職員・生活サポート相談員・PS(受け皿)支援相談員(NPO)による総合相談(NPO)による出張総合相談会を年5回(1回6日間(月曜日から土曜日))実施
 ※6-9-11-1-3月実施



連携に向けた取組③

つなぐシートの活用

- 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
- ① 次の窓口を紹介する。
- ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
- ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。



※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きていいんだ」と思える居場所の創出

- 「課題解決志向の個別支援」と運動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- 相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る(人間関係のリハビリを行う)ことがねらい。
- 支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<江戸川区の概要>

- ・人口 697,801人
(平成31年4月1日現在)
- ・生活保護受給率2.915%
- ・面積49,09km²

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

- 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。
- 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス
- 月1回、健康サポートセンターで開催
- 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

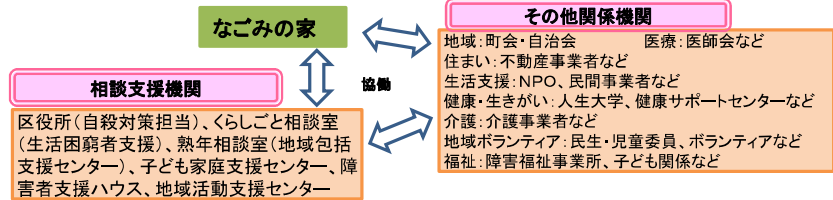
<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：委託(くらしごと相談室)
- 任意事業：家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
- 自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関と協働している。



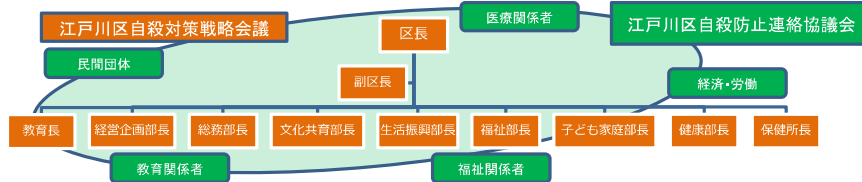
自殺対策の連携体制の構築

「自殺対策戦略会議」(年1回開催)

- ・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局長で構成

「自殺防止連絡協議会」(年2回開催)

- ・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進



野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

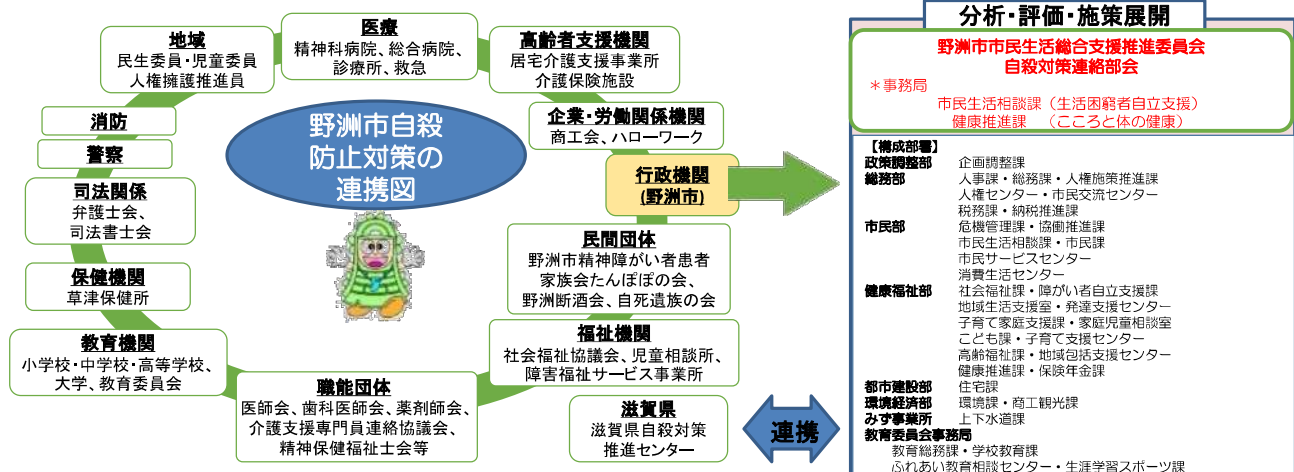
<野洲市の概要>

- ・人口 51,357人(令和元年9月1日現在)
- ・生活保護受給率 0.41%
- ・面積80,15km²



<概要>

- 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談(法律相談、税務相談等)、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。
- 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。
- 「いのちを支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。



都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について(局長通知)

- 平成29年7月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
- このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
- 手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要な要素が記載されている。

I 自殺対策計画策定の背景

II 自殺対策計画策定の意義

III 自殺対策計画策定の流れ

IV 計画に盛り込む内容の決定

IV-1 計画の名称を決める

IV-2 計画の構成を決める

IV-3 評価指標等を盛り込む

《数値目標》

1) 自殺対策の数値目標について

《評価指標》

1) 基本施策「市町村等への支援の強化」について

2) 基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について

3) 基本施策「住民への啓発と周知」について

4) 基本施策「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」について

5) 重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について

《実施の有無／実施内容の記録》

1) 基本施策「地域におけるネットワークの強化」について

2) 基本施策「生きることの促進要因への支援」について

3) 生きる支援関連施策について

V 計画の推進、推進状況の確認等

III-1 意思決定の体制をつくる

- 1) 行政トップが責任者となる
- 2) 庁内横断的な体制を整える
- 3) 広く住民の参加を得る
- 4) 自殺対策連絡協議会の参加を得る
- 5) 市町村の参加を得る

III-2 関係者間で認識を共有する

- 1) 地域の自殺実態を共有する
- 2) 自殺対策の理念等を共有する
- 3) 自殺対策の目標を共有する

III-3 地域の社会資源を把握する

- 1) 庁内の関連事業を把握する
(いわゆる「事業の棚卸し」)
- 2) 地域の様々な活動を把握する

III-4 自殺対策計画を決定する

- 1) 計画の全体構成を考える
- 2) 各事業の担当及び実施時期を明確にする
- 3) 検証可能な指標や目標を定める

49

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握(事業の棚卸し)」について

- 自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
- その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
- また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

＜棚卸しの進め方＞

- ① 「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体(庁内)における全事業リストを作成する。
- ② 「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る(関連しないもの以外の)全ての事業を洗い出す。
- ③ 洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1. 滞納税の徴収事業

自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。

税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2. 図書館の管理事業

図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所(とりわけ子どもを対象とした)」としての機能を持てる場合もある。

3. 葬祭費の支給

葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。

また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

50

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 92協議会が設立（令和元年10月15日時点）

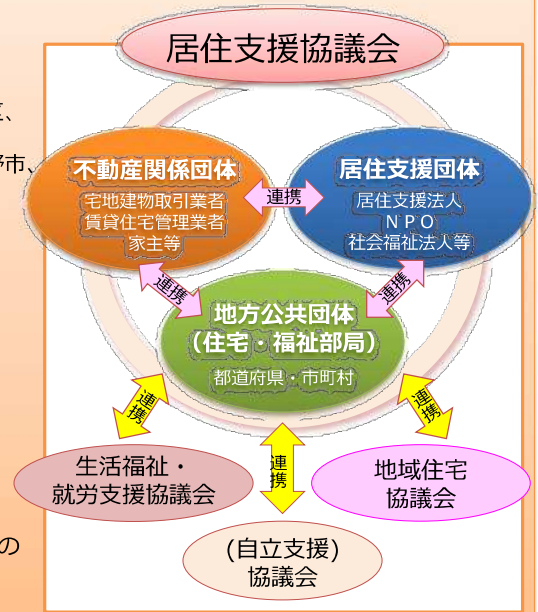
- 都道府県（全都道府県）
 - 区市町（45市区町）
- 北海道本別町、横浜市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数

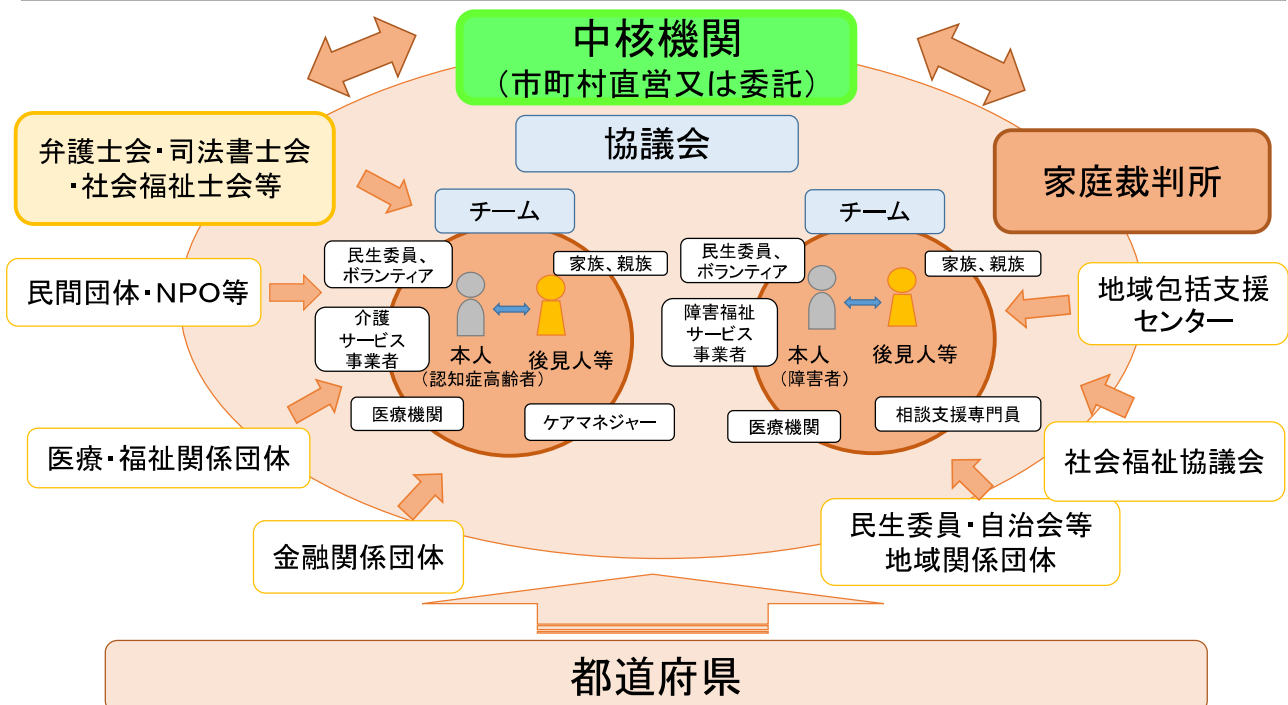


権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



社会福祉法人による地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実